

平成十六年十一月三日受領
答弁第五一号

内閣衆質一六一第五一号

平成十六年十一月三十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員岩國哲人君提出島根県警本部の交通事故死亡の処置に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員岩國哲人君提出島根県警本部の交通事故死亡の処置に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

お尋ねの事件については、島根県警察及び松江地方検察庁において、所要の捜査を尽くしたものと承知している。また、御指摘の事項については、個別具体的な事件における捜査機関の活動内容にかかわる事柄であるので、答弁を差し控えたい。

五について

警察庁においては、重大特異な交通事故事件について、都道府県警察から報告を受けているところである。今後とも、適正な捜査を推進するよう都道府県警察を指導してまいりたい。